

指 示

令和 3 年 7 月 2 9 日

給付指 2021-99

「業務処理要領（要領第 1 9 7 号）」の一部改正

文書区分	緊 急 <input type="checkbox"/>										要 報 告 <input type="checkbox"/>							
宛先	本 部				事務センター					年金事務所								
	所 属 長	全 部 室	中 央 セ ン タ	障 害 セ ン タ	所 属 長	管 理 担 当 G	厚 年 G	国 年 G	年 給 G	記 録 G	所 属 長	地 域 課	総 務 課	適 用 担 当 課	徴 収 担 当 課	国 年 担 当 課	相 談 室	分 室
	○		◎	◎	○				◎		○						◎	◎
	【本部関係部室◎】 地域部																	
	【本部関係部室○】 事業推進統括部、事務センター統括部																	
情報提供先	相談センター <input checked="" type="checkbox"/>				社労士会 <input checked="" type="checkbox"/>				健保協会 <input type="checkbox"/>				機構健保 <input type="checkbox"/>					

目的・趣旨	<p>これまで発出した指示及び拠点等からの意見・提案に基づき、業務処理要領（要領第 1 9 7 号）を一部改正しますので、その内容をお知らせします。</p>
指示の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 指示に基づいた業務処理要領の改正（別添 1） これまで発出した以下の指示に基づき、業務処理要領の改正を行います。 <u>令和 3 年 6 月 28 日【給付指 2021-85】※「平成 30 年度及び令和 2 年度税制改正に伴う帳票の変更等」</u> 2 拠点等からの意見・提案を踏まえた業務処理要領の改正（別添 1） 拠点等からの意見・提案を踏まえ、記載内容を明確にしました。 3 障害年金の受付・点検事務に係る業務処理要領の改正（別添 1） 障害年金の受付・点検事務の手引きについて、「国民年金障害基礎年金受付・点検事務の手引き」及び「障害厚生年金障害年金受付点検事務の手引き」の内容を取り込みました。今後は業務処理要領（要領第 1 9 7 号）を改正することとし、障害年金の受付・点検事務の手引きは廃止します。なお、参考として当該手引きは当分の間、全国共有フォルダに格納します。 4 改正対象となる業務処理要領 改正対象となる業務処理要領は、別添 2-1、別添 2-2、別添 2-3 及び別添 3 を参照してください。 5 改正・施行日 令和 3 年 7 月 30 日（金）
(注意点)	これまで発出した指示の内容等については、指示発出担当部署に確認してください。
別添資料	【別添 1】業務処理要領（要領第 1 9 7 号）の一部改正（概要） 【別添 2-1】これまで発出した指示に基づき改正する業務処理要領一覧

【別添2-2】拠点等からの意見等を踏まえて改正する業務処理要領一覧 【別添2-3】障害年金受付・点検事務の手引きの取り込みにより改正する業務処理要領一覧 【別添3】業務処理要領(改正)
--

「要報告」の場合	
報告期限	—
報告先	—

テレビ解説対象

担当部署
年金給付部給付事業推進G
担当：岩淵、金田
照会先
地域部

業務処理要領(要領第197号)の一部改正(概要)

1 指示に基づいた業務処理要領の改正(別添2-1)

これまで発出した以下の指示に基づいて、業務処理要領を改正します。

令和3年6月28日【給付指2021-85】※「平成30年度及び令和2年度税制改正に伴う帳票の変更等」

帳票の様式を令和3年度以降の審査事務から使用するものに差し替えました。

2 拠点等からの意見・提案を踏まえた業務処理要領の改正(別添2-2)

拠点等から寄せられた意見・提案を踏まえ、業務処理要領の記載内容を整理し、以下のとおり改正します。

(1) 年金給付業務編

① 裁定事務(共通確認・審査)

ア 口座番号の確認誤りによる振込不能の防止を目的として、年金請求時の口座番号確認の際に、金融機関の証明がない場合は、預金通帳等の写しの添付を徹底することとしました。目視による口座番号の確認は出張相談の場合のみとし、この場合においても複数人で確認することとしました。

イ 請求者の成年後見人等法定代理人は、民法上の三親等内の親族でなければ生計維持関係通知における第三者として取り扱って差し支えないとの見解が年金局より示されたため、生計同一・生計維持を証明する第三者の記載を見直しました。

② 裁定事務(応用事例)

行方不明等により失踪の起算点や生計同一・生計維持関係を認定する時点の判断が困難な場合の取扱いを明記しました。

③ 年金請求書

雇用保険に係る情報が確認されたが支払保留「6」を設定しないケースを、平成26年6月6日【給付指2014-72】※「雇用保険と年金との併給調整にかかる年金給付システム機能改善に関する実施要領等の訂正・FAQの提供及び留意事項」に基づいて追記しました。

④ 特別一時金請求書

振込不能発生時における事務センターの対応方法を明確化しました。

⑤ 死亡一時金請求書

振込不能発生時における事務センターの対応方法を明確化しました。

⑥ 厚生年金保険脱退手当金請求書

振込不能発生時における事務センターの対応方法を明確化しました。

⑦ その他

誤解が生じやすい表現や業務取扱要領等との表記の差異があるものについて、表現の修正や注意事項の追加等の軽微な修正を行いました。

(2) 中央年金センター業務編

誤解が生じやすい表現や業務取扱要領等との表記の差異があるものについて、表現の修正や注意事項の追加等の軽微な修正を行いました。

3 障害年金の受付・点検事務に係る業務処理要領の改正 (別添 2-3)

障害年金の受付・点検事務の手引きについて、「国民年金障害基礎年金受付・点検事務の手引き」及び「障害厚生年金障害年金受付点検事務の手引き」の内容を以下のとおり年金給付業務編に取り込みました。今後は業務処理要領(要領第 197号)を改正することとし、障害年金の受付・点検事務の手引きは廃止します。なお、参考として当該手引きは当分の間、全国共有フォルダに格納します。

(1) 裁定事務(共通確認・審査)

- ① 初診日を明らかにすることができる書類を添付できない場合の初診日の取扱いを取り込みました。
- ② 事後重症請求と初めて 2 級該当による請求時の注意事項を取り込みました。
- ③ 障害年金・遺族年金請求時における保険料納付要件の審査方法を整理し、「裁定事務(共通確認・審査)」に新設しました。

(2) 裁定事務(応用事例)

事後重症による障害年金請求が決定された後に、改めて同一傷病で障害認定日による請求を行う際に使用する事後重症による障害年金の取下げ申出書の様式を障害基礎年金にも使用できるよう変更しました。

(3) 年金請求書

初診日の確認手順及び、受給要件の確認手順を整備しました。

障害年金受付・点検事務の手引きの取り込みにより改正する業務処理要領一覧

制度	区分	届書名	改正箇所	改正内容
年金給付業務編	老齢・障害・遺族・寡婦	裁定事務(共通確認・審査)	1.1 添付書類	・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み
			2.25 初診日を明らかにすることができる書類の点検	・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み
			2.27 発病日及び初診日の確認	・障害厚生年金障害年金受付点検事務の手引きの取り込み ・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み
			2.28 請求事由の確認	・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み
			2.31 レントゲンフィルム等の資料が電子媒体で提出された場合の対応	・様式の修正(押印省略)
			2.51 保険料納付要件の確認	・障害年金及び遺族年金の保険料納付要件の確認手順の整理(新設)
		裁定事務(応用事例)	1.36 診断書様式ごとの留意事項	・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み
			1.39 事後重症による年金請求が決定された後の「障害認定日による請求」の取扱い	・様式の改定(障害基礎年金にも対応)
		年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付) [障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金]	1.1 基本事項	・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み
			3.1 病歴、初診日及び支給要件の確認	・障害厚生年金障害年金受付点検事務の手引きの取り込み ・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み
		年金請求書(国民年金障害基礎年金)	1.1 基本事項	・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み

障害年金受付・点検事務の手引きの取り込みにより改正する業務処理要領一覧

制度	区分	届書名	改正箇所	改正内容
年金給付業務編	老齢・障害・遺族・寡婦	年金請求書(国民年金障害基礎年金)	2.2 記入例	・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み
			3.1 病歴、初診日及び受給要件の確認	・国民年金障害基礎年金受付点検事務の手引きの取り込み
		年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)	3.1 窓口受付	・障害年金及び遺族年金の保険料納付要件の確認手順の整理(新設)に伴う修正
		年金請求書(国民年金遺族基礎年金)	3.1 窓口受付	・障害年金及び遺族年金の保険料納付要件の確認手順の整理(新設)に伴う修正
	共済・時効の援用・個人番号の収録等	年金請求書(障害共済年金給付)	3.1 窓口受付	・リンク先名称変更に伴う修正